

正しい申告と納税は市民社会のルールです

浪速納税協会だより

平成26年夏号（第15号）

公益社団法人 浪速納税協会・浪速区納税貯蓄組合連合会発行

残暑お見舞い 申し上げます



納税協会は税の最新情報をお届けし企業と地域社会の健全な発展を力強くサポートします。

皆様の事業経営に役立つ講習会や、異業種交流等、事業発展に必ずお力になります。
`納税協会、にぜひ加入ください。

Tel 6632-3730

新入会員を
ご紹介ください。

<http://www.nk-net.co.jp/naniwa/>

浪速納税協会

検索

署長着任のごあいさつ



浪速税務署長 あみ 網 おか 岡 ひろし 寛

残暑お見舞い申し上げます。

私、この度の人事異動により浪速税務署長を拝命いたしました、網岡でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

公益社団法人浪速納税協会並びに浪速区納税貯蓄組合連合会の会員の皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中、国税庁では、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現」するため、納税者サービスの観点から、国税電子申告・納税システム（e-Tax）などのICTを活用した、利便性の高い申告・納付手段の充実に取り組んでまいりました。

特に、e-Taxにつきましては、利用者の利便性の向上の観点から、一定の添付書類の提出省略などの施策を実施し、その利用件数は着実に伸びてきていることから、本年におきましても、更なる普及及び定着に取り組んでいきたいと考えております。

私どもが推進する税務行政を更に充実したものにするためには、私どもの力だけでは到底成し得るものではなく、皆様方のご支援とご協力が不可欠であることは申すまでもありません。

幸いにして、皆様方におかれましては、平素から地域に密着した幅広い活動を展開されるとともに、税務行政の円滑な運営につきましては格別のご協力を賜っており、大変心強く感じているところであります。

皆様方の多大なるご尽力に対しまして心から敬意と感謝の意を表しますとともに、今後とも、より一層のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人浪速納税協会並びに浪速区納税貯蓄組合連合会の益々のご発展と会員の皆様方のご事業のご繁栄とご健勝を心から祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

浪速税務署 定期人事異動

税務署の定期人事異動が、7月10日付で行われました。幹部職員の異動は次のとおりです。

		(新) 幹部職員				転出者			
職名		氏名	前任			氏名	前任署・職名		
署長		網岡 寛	庁	監察	監察官	上願 敏来	局	総務	人事 調査官
副署長		原 茂信	姫路	特(法)	特官	木村 公治	退職		
特官(法)		森 正	富田林	特(法)	特官	馬場 文明	熊本局	伊集院	署長
総務課長		今井 律雄	西宮	資産1	統括官	越後 雅昭	右京	副署長	
管運1	統括官	山本 浩二	留任						
管運2	統括官	中山 良公	留任						
徴収	統括官	横田 幸司	留任						
個人1	統括官	土井 竜志	留任						
個人2	統括官	堂野 達	堺	個人5	上席	北口 忠芳	退職		
特官(法)		原田 寛司	和歌山	法人1	統括官	井尻 健治	退職		
特官(法)		渡邊 康孝	留任						
法人1	統括官	吉村 良弘	留任						
法人2	統括官	永井 一彦	田辺	法人2	統括官	青田 有司	宮津	法人	統括官
法人3	統括官	竹林 哲雄	留任						
総務補佐		柘田 奈穂	生野	管運1	総上席	井上 伸幸	岸和田	法人1	連調官
管運	総括上	岡崎圭一郎	天王寺	個人	上席	安原 亨	堺	総務	補佐
法人	連調官	富田 悦子	上京	法人4	上席	塩津 秀樹	局	調査1	主査

浪速税務署からのお知らせ

税に関する情報が満載

国税庁ホームページ

国税庁

検索



www.nta.go.jp

様々な税に関する身近な情報を掲載しています。



(平成 20 年 12 月 現在)

タックスアンサー

- 1 お問い合わせの多いご質問のQ & A (QRコード) キーワード検索も可能

携帯サイトはこちら



Web-TAX-TV

- 2 インターネットテレビ 動画と図解で分かりやすく解説



新着情報・メールマガジン配信サービス

- 3 ホームページの最新情報や時節に応じた税情報をメールでお届け



税の学習コーナー

- 4 ゲームやクイズで楽しく学習 租税教育教材やビデオも掲載





個人事業税の第1期分の納期限は

9月1日(月)です。

(第2期分の納期限は12月1日(月)です。)

■ 納める人

府内に事務所、事業所を設けて、法律で定める第一種事業(物品販売業等37業種)、第二種事業(畜産業等3業種)、第三種事業(医業等30業種)を行う個人。

■ 納付額

(前年所得金額 - 事業主控除額) × 税率 = 税額

- 事業主控除額 年290万円
ただし、事業期間が1年に満たない場合は月割額
- 税率 第一種事業 5%
第二種事業 4%
第三種事業 5% (ただし、第三種のうち、あんま・柔道整復等医業に類する事業は3%となります。)

■ 納付方法

府税事務所から送付される納税通知書(納付書)により納付してください。

(第1期分及び第2期分の納付書を一括して送付いたしますので、ご注意ください。)

※年税額が1万円以下の場合は、第1期に全額を納付していただきます。

便利で安全な口座振替制度をご利用ください。

詳しくは、なにわ南府税事務所個人事業税課へお問い合わせください。

「個人住民税の特別徴収実施状況書」への協力依頼について

1. 対象となる方

大阪府の入札参加資格登録(建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び物品・委託役務関係業務)のための審査申請に必要な納税証明書を請求される方

2. 目的

個人住民税の特別徴収の推進を図るため、平成26年4月1日以降、大阪府の入札参加資格登録に必要な「府税(全税目)の納税証明書」の請求時に、「個人住民税の特別徴収実施状況書」への記載をお願いし、特別徴収の実施状況の確認・周知・手続案内を行う。

3. 問合せ先

大阪府なにわ南府税事務所 個人事業税課

TEL: 06-6775-1414 (代)

(平成26年4月1日から、事務所の代表電話番号が変わりました。)

4. その他

この書類の内容は、入札参加資格の審査に影響するものではありませんので、是非ご協力をお願いします。

平成26年度税制改正の概要

1 法人税制

○ 生産性向上設備投資促進税制の創設

生産性の向上につながる設備への投資に対して即時償却又は5%税額控除ができる措置が創設されました。(所得税についても同様)

○ 中小企業投資促進税制の拡充と延長

現行制度の適用期限を3年間延長するとともに、特定機械装置等のうち、生産性の向上につながる設備等の取得又は制作をした場合には、即時償却又は7%税額控除(資本金3,000万円以下の法人は10%)ができる措置が追加されました。(所得税についても同様)

○ 所得拡大促進税制の適用要件緩和と延長

現行制度の適用期限を2年間延長するとともに、給与等支給増加割合の要件が見直されました。

①給与等支給増加割合の要件が見直されました。

(基準年度と比較して、現行5%以上増加⇒平成25・26年度:2%以上、平成27年度:3%以上、平成28・29年度:5%)

②平均給与等要件が見直されました。

(全従業員の平均給与⇒継続従業員の平均給与)

(所得税についても同様)

○ 復興特別法人税の廃止

復興特別法人税の課税期間が1年前倒しで終了となりました。

○ 交際費課税の緩和と延長

現行制度の適用期限を2年間延長するとともに、交際費のうち飲食のための支出の50%を損金算入可能とされました。

○ その他の改正事項

①研究開発税制の拡充・延長(所得税についても同様)

②既存建築物の耐震改修投資促進税制の創設(所得税についても同様)

③ベンチャー投資促進税制の創設

④事業再編促進税制の創設

⑤地方法人課税の偏在是正

2 所得税制

○ 給与所得控除の上限額の引下げ

給与所得控除の上限額が適用される給与収入1,500万円（控除額245万円）が、平成28年分より1,200万円（控除額230万円）に、平成29年分より1,000万円（控除額220万円）に引き下げられました。

○ NISA（少額投資非課税制度）の整備

① NISA口座を開設する金融機関の変更

同一勘定設定期間内に金融機関を変更することができませんでしたが、1年単位で金融機関を変更することが認められました。

② NISA口座廃止後の再開

一度開設したNISA口座を廃止した場合、同一勘定設定期間中は、再開できませんでしたが、再開することが認められました。

〔平成27年1月1日から適用〕

○ 生活に通常必要でない資産の範囲の拡大（ゴルフ会員権等）

譲渡損失の他の所得との「損益通算」及び「雑損控除」を適用することができない「生活に通常必要でない資産」の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権等）が加えられました。

〔平成26年4月1日以後に行う資産の譲渡等について適用〕

3 資産税制

○ 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の見直し

相続財産に係る譲渡所得の課税の特例のうち、相続財産である土地等を譲渡した場合の特例について、その土地等を譲渡した場合に譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算する金額を、その者が相続した全ての土地等に対応する相続税相当額から、その譲渡した土地等に対応する相続税相当額とされました。

4 消費税制

○ 簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

① 金融業及び保険業を第4種事業から第5種事業とし、そののみなし仕入率が50%（改正前：60%）とされました。

② 不動産業を第5種事業から新たに第6種事業とし、そののみなし仕入率が40%（改正前：50%）とされました。

〔平成27年4月1日以後に開始する課税期間について適用〕

この社会あなたの税がいきている

研 修 予 定

日	時	研 修 テ ー マ	講 師
9月17日(水)	午後1:30～3:00	労働保険関係の事務手続き	社会保険労務士 成松 重人
10月15日(水)	午後1:30～3:00	社会保険関係の事務手続き	
11月7日(金)	午後2:00～4:00	年末調整の実務と 法定調書の作り方	税理士 猿木 真紀子

場所 浪速納税協会 2階 会議室

『改正法人税法等説明会』のご案内

日	時	場 所
10月24日(金)	午後2:00～4:00	株式会社クボタ本社 1階大ホール 浪速区敷津東1-2-47

※会場には駐車場、駐輪場がありませんので、お車・自転車でのご来場はご遠慮ください。

★無料相談

相談会場は浪速納税協会です Tel 6632-3730

相 談	日 時	相 談 員	相 談 内 容
税 務	毎月第2水曜日 第4水曜日 午後1時～4時	近畿税理士会 浪速支部所属税理士	税に関する相談 (予約優先)
人事労務	毎月第3水曜日 午後1時～3時	社会保険労務士 行政書士 成松重人	人事・労務・社会保険、 年金等に関する相談 (予約優先)

※事前にお問い合わせください。

“納税協会は税に関する公益社団法人として
明るい地域社会の発展に貢献しています。”

【納税協会指針】



納税協会は
健全な納税者の団体として
税知識の普及に努め
適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り
企業及び地域社会の発展に貢献します

浪速納税協会だより 第15号 平成26年夏号

●発行所 公益社団法人 浪速納税協会 代表者 伊東 迪之・浪速区納税貯蓄組合連合会 代表者 阪中 雅博
〒556-0011大阪市浪速区難波中3-14-14 TEL(06)6632-3730 FAX(06)6634-1651

●ご意見をお寄せください。